

第 50 回航行安全小委員会(NAV50)の結果概要

(1) 船橋のデザイン、機器及び配置

(経緯)

SOLAS 第 V 章 15 規則(船橋設計、航行機器の配置等)は、安全で効率的なブリッジとするため、また、ヒューマンエラーを減少させるための 7 つの原則を規定しており、本規則において、「船橋機器及び配置のための人間工学的基準に係わる指針」(MSC/Circ982)が参照されている。

しかし、本指針は、曖昧な部分が多いことから、MSC78 において、IACS より、本指針に対する統一解釈が提出された。

また、韓国からも本指針の一部改正案が提出されており、これら IACS と韓国の文書は、NAV50 において、予備的な審議を受けることとなった。

(結果)

IACS の統一解釈については、特段の反対もなく、また、韓国の提案も含め、今後、NAV の新議題(INS と IBS のガイドラインの改正)の下で、必要に応じ、適宜参照されることとなった。

ISO からは、ISO での審議動向と IACS の解釈の相違が指摘され、わが国からも ISO との調整が必要である旨指摘したが、IACS は業界との調整についても問題はないこと、予定通り来年 1 月から実施することを説明した(IACS は、韓国提案も取り入れ、一部修正し、実施する予定)。

なお、INS のガイドラインについては、CG を設け早急に検討することとなった。

(2) レーダーの技術基準の改正

(経緯)

以下のような観点から、レーダーの技術基準を見直しており、今次会合で最終化し、次回 MSC79 で採択する予定。

- ・ 現行レーダー基準は、いくつかの決議等に分散しているため、統合する。
- ・ AIS 等新たな無線機器関連の基準を考慮する。
- ・ 無線周波数の有効利用を図る。

(結果)

ほぼ原案通り最終化され、2008 年 7 月から実施予定。なお、不要輻射を低減する技術開発が要請されている。

(3) 西ヨーロッパ PSSA(特別敏感水域)における強制通報制度

(経緯)

MEPC49(2003年7月)で、西ヨーロッパ PSSA の設置が提案され、今次会合で、西ヨーロッパ諸国からは、SOLAS 第 V 章 11 規則に基づく、以下のような強制通報制度が提案されている。

- ・対象船舶：重質油を輸送する 600DWT 以上のタンカー
- ・通報内容：通報海域から入出港するとき、船舶の識別情報、進路等について
- ・適用：MSC で採択された後(6 ヶ月後)

(結果)

原案通り合意され、次回 MEPC52 に報告され、その後、MSC79 での承認を経て、2005 年 7 月 1 日から発効予定。

なお、豪州から提案されていた、強制水先制度を(ゴールドバリアリーフから)トレス海峡(国際海峡)に延長する提案については、国際海峡に強制水先制度を適用できるかという(UNCLOS との抵触という)法律問題があるため、MEPC52、LEG89、MSC79 に検討を要請することとなった。

(4) AIS の表示に関するガイドライン

AIS をはじめとして、多くの電子機器が導入され、レーダーや ECDIS に重複して表示される情報が増えてきたことから、表示するシンボルの統一・調和を図る目的で、今次会合でガイドラインが最終化された(2008 年 7 月 1 日発効予定)。

独より、AIS の情報が表示され、ブリッジに伝達されることを強制化する必要があるとの提案があり、多くの支持を集め、SOLAS 第 V 章の改正案が作成され、今後、MSC79 で検討されることとなった(2008 年 7 月 1 日以降の新船適用)。

(5) 漁船安全コード

漁船安全コード中、航行安全に関する部分を最終チェックし、今後、コード全体は SLF47 に送られ、MSC79 で採択される予定。